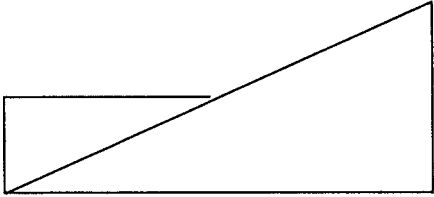


国名	クウェート
公的年金の体系	<p>基礎年金と付加年金に分かれているが実質的に一階建ての報酬比例年金である。税財源は、基礎年金の保険料に対する補助となっている。</p> 
被保険者	政府、石油企業及び民間企業の被用者、自営業者、軍関係者。ただし、軍関係者以外はクウェート国籍に限る。
保険料率	<p>(1) 基礎年金 報酬または所得（下限230KD（自営業主は200KD）、上限1250KD）に対して賦課。 被用者：被保険者5%，事業主10%，政府10% 自営業者：所得に応じて5%～15%，政府（25%－被保険者負担分） 軍関係者：被保険者5%，事業主10%，政府32.5%</p> <p>(2) 付加年金 1250KDを超える報酬または所得（上限1000KD）に対して賦課。 被保険者5%，事業主10%。ただし、自営業者は15%。</p> <p>(3) 年金改定に対応した基金に対する拠出 基礎年金及び賦課年金の報酬または所得に対して賦課。なお、加入期間に応じて保険料率が異なっている。 被保険者0.0－2.5%，事業主0.5－1.0%，政府2.0－2.5%</p>
支給開始年齢	<p>(a) 被用者 男子48歳，女子43歳（2020年までに，男子55歳，女子50歳まで引上げ）</p> <p>(b) 軍関係者 法定された退職年齢</p> <p>(c) 自営業者 65歳</p>
基本受給額	<p>(1) 基礎年金 最終報酬（自営業者は最終の3年間の平均所得）に給付率を乗じて算定。給付率は65%（軍関係者は75%）に，15年を超える拠出期間1年ごとに2%加算したもので，95%（軍関係者は100%）が上限。</p> <p>(2) 付加年金 保険料算定の基礎となった報酬の総額に，退職年齢に応じた率と加入期間に応じた率を乗じ，退職年齢に応じた現価率で除したもの</p>
給付の構造	所得比例年金
所得再分配	最低保証年金があるが該当者は少なく，被用者を対象とした制度では所得再分配効果は小さい。なお，自営業者に対しては保険料率が所得に応じて定められており，所得再分配機能を有している。
公的年金の財政方式	給付建ての積立方式。ただし，付加年金は確定拠出型の給付設計。
国庫負担	基礎年金の保険料に対して，報酬の10%（自営業者は10%～20%，軍関係者は32.5%）の国庫負担がある。
年金制度における最低保障	被扶養者の人数に応じて最低保証年金（妻のみ340KD，子供一人につき62KDずつ加算）が定められている。
無年金者への対応	なし
公的年金と私的年金	制度化された私的年金はない。
国民に対する個人情報の提供	不明

クウェートの年金制度

稲垣誠一（一橋大学経済研究所教授）

1. 制度の特色

クウェートでは、他の湾岸諸国と同様に、豊富な石油収入を背景に充実した年金制度が実施されている。年金制度は、所得比例の社会保険方式であり、保険料率を所得の25%（被用者の制度では、被保険者5%、事業主10%、政府10%）とする事前積立方式で財政運営が行われている。しかしながら、支給開始年齢が早いことなどにより、財政状況は必ずしも万全ではなく、1998年改正において支給開始年齢の引き上げなど種々の改正が行われた。

年金制度の被保険者は、政府、石油企業及びその他の民間企業の被用者、自営業者に対する制度並びに軍関係者の三つに分かれており、それぞれ異なった保険料と給付が適用されている。ただし、軍関係者を除いて、クウェート国籍を持つ者だけに制度が適用され、国内にいる多数の出稼ぎ労働者に対する制度は存在しない。

年金給付は、1250ディナール（約39万円）までの所得に対する基礎年金とそれを超える所得に対する付加年金（1000ディナール（約31万2千円）まで）に区分されている。基礎年金は確定給付型、付加年金は確定拠出型に近い制度設計となっているが、被保険者からみると両給付は一体として運営されており、一つの報酬比例年金とみなすことができる。なお、国庫負担は、基礎年金の保険料に対して行われており、付加年金には国庫負担はない。

受給開始後の年金額の引上げは、インフレに対する備えとして、2001年から3年に1回実施することが制度化されたが、物価や賃金にスライドするものではなく、定額の引上げとなっている。また、その引上げ幅は賃金上昇率の見込みよりもかなり低く、必ずしもインフレに対する備えとなっていない。なお、低所得者に対する最低保証年金は、1998年改正において導入されたが、実際に最低保証年金を受け取っている者は少ない。

2. 沿革

クウェートでは、1961年の独立後、1960年代前半

には公務員に対する年金制度が創設され、すでに高齢となっている者に対しては、社会扶助としての給付が行われていた。Hamad S. Al-Eaian（“Financing challenges facing social security schemes: The experience of The Public Institution for Social security of Kuwait,” Thirteenth Regional Conference for Asia and the Pacific, ISSA, 2004）によると、どのような経緯で社会保障制度が創設されたか明確な記録は残っていないが、子供が両親の老後の面倒をみるという習慣の延長として確立されたものであろうとしている。また、このような家族の絆は現在でも残っていると指摘している。

クウェートにおいて、最初に社会保険法が施行されたのは1977年である。この最初の社会保険法は、政府と民間企業の被用者を対象とした制度であったが、1981年には自営業者や軍関係者に適用範囲が拡大された。自営業者は当初は任意加入であったが、1986年から強制加入とされた。これらの制度は、報酬の上限が月額1250ディナールであったが、平均賃金が上昇したことや高所得者の所得代替率が低いことなどから、上限を超える報酬（上限1000ディナール）に対して付加年金制度が1995年に導入された。

また、年金受給者に対する年金額の引上げは、全額政府負担ではあったが、2001年まではあまり実施されていなかった。しかしながら、インフレに対応することや全額政府負担の場合には引上げに消極的になることなどから、2001年には3年ごとの年金額の引上げが制度化され、そのための基金が設立された。なお、この基金には、政府のみならず、被保険者及び事業主も保険料を拠出することとされた。

支給開始年齢は、被用者に対する制度では、男子が45歳、女子は定めがなく15年以上の拠出要件を満たしたときであったが、財政状況を改善する観点から1998年改正において支給開始年齢の引上げが決定され、2003年から2020年にかけて男子は55歳まで、女子は41歳から50歳まで引き上げる計画となっている。なお、2003年から2004年における男子の平均退職年齢は52歳であり、必ずしも最低支給開始年齢から年金を受給しているわけではない。

3. 制度体系の概要

職業によって三つの制度に分かれているが、基礎

年金と付加年金からなる基本的な給付体系は同じである。いずれも、報酬比例のみの給付体系であり、社会保険方式、事前積立方式で財政運営が行われている。

最も被保険者が多い制度は、政府、石油企業及びその他の民間企業の被保険者を対象とした被用者年金制度 (Civilian Scheme) であり、このほかに自営業者を対象とした自営業者制度 (Self-employed Scheme) 及び軍関係者を対象とした軍関係者制度 (Military Scheme) がある。2007年3月末時点の被保険者数は、22万4千人 (軍関係者制度を除く) となっている。

基礎年金は、月額1250ディナールまでの報酬に適用される年金制度であり、被保険者、事業主、政府が保険料を拠出する仕組みである。年金給付は最終報酬 (自営業者は最終3年間の平均) の一定割合の終身年金であり、その4分の1までは一時金として受給することも可能である。また、年金給付には最低保証年金が導入されており、被扶養者の人数により、237ディナール (約7万4千円、単身) から650ディナール (約20万3千円、妻と5人以上の子供の場合) となっている。このほかの給付として、一定の要件を満たした場合には障害年金が支給される。また、被保険者が死亡したときは、一定の要件を満たす遺族がいる場合には遺族年金が、いない場合には死亡一時金が支給される。なお、資格期間は原則として15年であり、資格期間を満たさない場合は退職一時金が支給される。

付加年金は、基礎年金の基準報酬を超える報酬に対して適用される年金制度である。この制度の報酬の上限は月額1000ディナールであり、基礎年金とあわせると2250ディナールまでの報酬が年金制度の対象となっている。付加年金には政府の拠出はなく、被保険者と事業主の保険料負担がその財源となっている。給付の条件は基礎年金と同じであるが、給付算定方式は確定拠出型であり、拠出した保険料の元利合計に基づいて決定される。

受給者の年金額の引上げについては、2001年から3年に1回引上げが行われる仕組みが導入された。2001年の引上げ額は受給額に関係なく50ディナールであり、その後3年ごとに20ディナールずつの引上げが行われることとなっているが、物価上昇に連動

したものとはなっていない。しかしながら、この引上げ額が物価上昇率を大きく下回るものであったことから、2005年に50ディナール、2008年に120ディナールの引上げが全額政府負担により実施されており、結果として物価上昇に応じた年金額の改定がなされている。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 被用者年金制度及び自営業者制度 (基礎年金)

被用者年金制度と自営業者年金制度の年金給付は、支給開始年齢を除いて同一である。標準的な支給開始年齢は、被用者年金制度では男子48歳、女子43歳 (2009年1月現在。2020年までに男子は55歳まで、女子は50歳まで引上げ) となっており、自営業者制度では65歳である。

老齢年金の給付額は、最終報酬月額 (自営業者制度では最終の3年間の平均) に保険料納付済期間に応じた給付率を乗じたものである。この給付率は、保険料納付済期間が15年の場合65%、15年以上の場合は1年につき2%ずつ加算される。また、給付率の上限は95%である。また、最低保証年金は、単身237ディナール、夫婦340ディナール、子供が一人増加するごとに62ディナールずつ加算され、子供5人以上の場合650ディナールである。

障害年金は、老齢年金と同一の算定式であるが、納付済期間が15年に満たない場合は、15年とみなして算定される。

遺族年金は、寡婦 (または働くことのできないかん夫) 一人当たり160ディナール、両親一人当たり130ディナール、他の被扶養者一人当たり83ディナールであり、死亡した本人の年金額を超えることはできない。

(2) 軍関係者制度 (基礎年金)

老齢年金の給付額は、最終報酬月額に保険料納付済期間に応じた給付率を乗じたものである。この給付率は、保険料納付済期間が15年の場合75%、15年以上の場合は1年につき2%ずつ加算される。また、給付率の上限は100%である。なお、支給開始年齢は法定された退職年齢である。

障害年金と遺族年金 (被保険者期間中の死亡) については、職務上の死亡 (障害) の場合では本人の階級の一つ上の階級の報酬の最高額の100%、事故

等による死亡（障害）の場合では本人の階級内の報酬の最高額の100%である。年金受給後の死亡の場合の遺族年金は、被用者年金と同じ給付算定式により算定される。

(3) 付加年金

付加年金の給付額は、拠出した保険料の元利合計に基づいて算定され、被用者、自営業者、軍関係者のいずれも同一である。具体的には、保険料算定の基礎となった報酬の総額に、退職年齢に応じた率と加入期間に応じた率を乗じ、支給開始年齢に応じた現価率で除したものとなっている。たとえば、25歳で制度に加入し、55歳で退職した場合で、算定基礎報酬が1000ディナールの場合の年金月額は以下のとおりとなる。

$$827KD = (1000KD \times 360月) \times 21.67\% \times (1 + 0.025 \times 30年) \div 165$$

(4) スライド方式

自動物価スライドなど、物価上昇率に連動したスライドはない。ただし、2001年から3年に1回、20ディナールずつの年金額の引上げが行われる。なお、この引上げ額は定額であり、年金額の多寡にはよらない。

5. 負担、財源

(1) 被用者年金制度

基礎年金の保険料率は、賃金（下限230ディナール、上限1250ディナール）の25%であり、被保険者が5%、事業主が10%、政府が10%、それぞれ負担する。国庫負担は保険料に対する補助である。付加年金の保険料率は1250ディナールを超える賃金（1000ディナールまで）の15%であり、被保険者が5%、事業主が10%負担する。

(2) 自営業者制度

基礎年金の保険料率は、所得（下限200ディナール、上限1250ディナール）の25%であり、被保険者が所得に応じて5%~15%を負担し、残りを政府が負担する。国庫負担は保険料に対する補助である。付加年金の保険料率は1250ディナールを超える所得（1000ディナールまで）の15%であり、全額を自営業者が負担する。

(3) 軍関係者制度

基礎年金の保険料率は、賃金（下限230ディナール、

上限1250ディナール）の47.5%であり、被保険者が5%、事業主が10%、政府が32.5%それぞれ負担する。国庫負担は保険料に対する補助である。付加年金の保険料率は1250ディナールを超える賃金（1000ディナールまで）の15%であり、被保険者が5%、事業主が10%負担する。

6. 財政方式、積立金の管理運用

財政方式は事前積立方式であり、積立金は、クウェート社会保障庁（Kuwait Public Institution for Social Security）が分散投資による市場運用を行っている。なお、2004年の財政再計算で想定された運用利回りは6.5%、物価上昇率は3.0%である。

7. 制度の企画・運営体制

制度の企画・運営は、クウェート社会保障庁が実施している。重要事項は、社会保障庁理事長、財務大臣並びに各省の大臣及び団体の理事長から構成される三者構成の理事会で決定される。また、少なくとも3年に1回財政再計算を行うこととされているが、財政再計算作業には外部の専門家（ILOのアクチュアリー等）が指名され、その結果に基づいて制度改正の議論が行われている。最近では、2004年3月末を基準日とした第9回の財政再計算が行われた。

8. 最近の論議や検討の動向・課題（今後の見通し、評価を含む）

クウェートの年金制度は事前積立方式で運営されているが、被用者年金制度（基礎年金）に不足金がかかり生じており、財政状況の改善が大きな問題となっている。なお、自営業者年金制度は支給開始年齢（65歳）が遅いこと、軍関係者制度は保険料率が高く設定されていること、付加年金制度は確定拠出型の給付設計となっていることなどから問題とはなっていない。

H.S. Al-Eaian (2004) によると、これまで、①支給開始年齢の引上げ、②給付算定式の見直し（給付水準の引下げ）、③保険料の引上げ、④報酬の上限の引上げ、⑤受給資格期間の延長、⑥財政方式の変更が検討されてきた。まず、①については、ペースが遅いとの問題はあるが、2001年から引上げが開始されている。②については、様々な案が提案され

ているが、政治的に難しく実現していない。③についても、同様に政治的に難しく実現していない。④については、付加年金の導入という形ですでに実現されている。⑤については、支給開始年齢の引上げで結果的に実現されている。⑥については、財政状態がなかなか改善しない場合の手段として検討されているが、まだ現時点では必要ないという判断のよ

うである。

なお、現時点において、2007年3月末を基準日とした財政再計算作業が行われている。この再計算では、近年の女性の労働力率の上昇や今後の出生率の低下のほか、2008年に起きた世界的な経済・財政危機の影響が織り込まれる見通しとなっている。